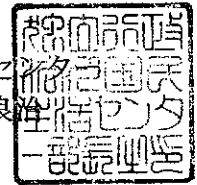


21 独国生相第 1002 号
2009 年 4 月 8 日

日本美容皮膚科学会
理事長 古川 福実 殿

独立行政法人 国民生活センター
相談部長 宮内 良生



「ホクロ取りでの危害－エステや自己処理でやけどや傷－」の公表について

(情報提供)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当センターの業務につきまして、ご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

さて、当センターではこのたび、ホクロ取りでの危害情報をまとめ、事故の未然防止・拡大防止のため 4 月 9 日に公表いたします。

つきましては、別紙公表用資料により情報提供いたしますので、よろしくご査収ください。貴団体関係者・関係機関においてご周知いただければ幸いです。

以上

- ・ 別添資料「ホクロ取りでの危害－エステや自己処理でやけどや傷－」(4 月 9 日公表)

〈本件連絡先〉

相談部危害情報室 青山、小坂
電話 03-3443-1208

2009年4月9日
独立行政法人 国民生活センター

ホクロ取りでの危害 －エステや自己処理でやけどや傷－

PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）に、ホクロ取りで皮膚が陥没したりやけどの状態になってしまったとの相談が少なくとも47件寄せられている*。エステティックサロン（以下、エステ）でのホクロ取り施術による危害が39件、ホクロ取りクリームなどを使用した自己処理による危害が8件である。

ホクロは、深さやタイプにより簡単に取れるものと取れないもの、取れてもかえってあとが残るものなどがある。美容上、ホクロを気にしてエステなどでホクロ取り施術を受ける例が見受けられるが、エステでのホクロ取り施術は、医師法違反となる場合がある。また、ホクロ取りを素人判断で安易に行うことは非常に危険である。

そこで、被害の未然防止・拡大防止のためにホクロ取りの危害について情報提供する。

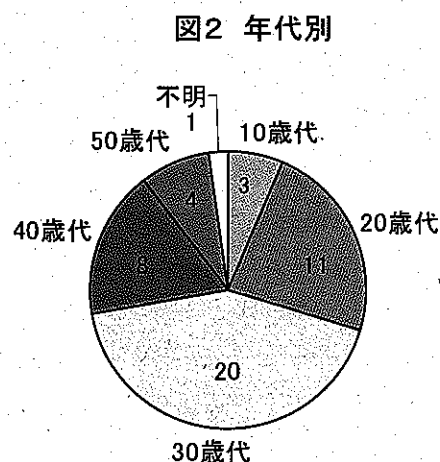
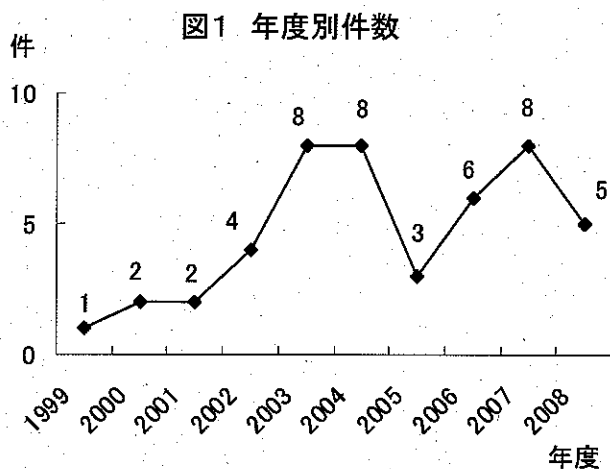
* 医療機関での処置による相談を除く

1. 被害者の概要

PIO-NETに相談が寄せられた47件の被害者は、男性2件、女性45件とほとんどが女性である。特に、エステでの39件はすべて女性であった。

年齢は、10歳代3件、20歳代11件、30歳代20件、40歳代8件、50歳代4件である（不明1件）。

* 1999年4月1日～2009年3月31日現在、件数については本調査のために事例を確認したものである



2. 相談事例

(1) エステのホクロ取り施術による危害事例

【事例1】オゾン

ホクロが取れるというエステの広告を見てサロンへ行った。ビューティーサポートクリニックと書いてあったが医師はいなかった。オゾンを数回浴びる事でホクロが消えるという説明を聞き契約した。施術を受けたがとても痛かった。二日ほど様子を見たが皮膚が化膿したので皮膚科へ行ったところ、皮膚科医からエステではホクロは取れないと聞いた。

(事故発生年月：2008年9月 50歳代 女性 東京都)

【事例2】レーザー

娘がエステで1ヶ所1回1000円のレーザーによるホクロ取り施術を3回受けた。弱い照射の施術なので皮膚へのダメージは少ないとの説明であったし、安価なので気軽に受けたが、ホクロ以外の部分がやけどのようになってしまった。皮膚科に行ったところ、レーザーが原因と診断された。

(事故発生年月：2008年1月 20歳代 女性 静岡県)

【事例3】針と薬剤

通っていたエステでシミやホクロを取る施術を受けた。針を熱くして直接肌に当て、薬剤をつけてこすり取るような施術を行ったが、あとがシミになった。家族から、使用している薬剤や施術方法は医師が行うべきものではないかと指摘を受けた。

(相談年月：2006年9月 40歳代 女性 佐賀県)

(2) ホクロ取りクリームや民間療法による危害事例

【事例4】

ネットでホクロ取りクリームを見つけ、個人輸入代行業者から入手した。クリームをつけた部分がケロイド状のやけどとなりいまだに治らない。台湾の漢方薬で、現地では民間療法とのこと。個人輸入代行業者のHPではクリームを塗るだけで簡単に取れるとあったがあとが残った。少し薄くなったホクロもあるが肩などはケロイド状になっている。1年半経っても改善しないので店に苦情を言うと、体質や個人差であり治らないだろうとのこと。皮膚科で治療を受けているが完全には消えないかもと言われた。

(相談年月：2008年8月 20歳代 女性 愛知県)

【事例5】

通販雑誌に同封されていたチラシを見て購入した、ホクロ取りクリームを使用したと

ころ、皮膚が化膿し、病院に通院中である。チラシには「世界で初めての発明で1週間で取れる」と書いてあったが、説明通り顔のホクロをやすりで削りクリームを塗ったところ、その部分が化膿し穴ができた。皮膚科で、皮膚細胞が死んでいるので治るには1年以上かかり皮膚の再生は難しいと言われた。チラシを同封してきた通販会社に苦情を申し出たが、商品は個人輸入代行会社を通じて、直接米国から購入しているので通販会社では対応できないと言われた。

(相談年月：2008年1月 30歳代 女性 熊本県)

【事例6】

息子が、インターネット通販でホクロを取るために、もぐさを購入して使ったらしく、顔や首、肩や腕など何か所もやけどをした。焼けあとは、中心が茶色で周りが黄色くなっている。急いで形成外科を受診したところ、根が残っているのもうた出てくると言われた。

(事故発生年月：2007年3月 10歳代 男性 北海道)

3. 危害事例にみられるホクロ取りの問題点

(1) エステで行われているホクロを取る施術は、手法によっては医師法違反となる場合がある

ホクロをレーザーや薬品類、針や器具で取る施術は医師法違反にあたる場合がある。

(2) ホクロ取りクリームは日本国内では販売されていない。個人輸入の場合は解約や損害賠償の交渉が難しい

事例のクリーム類は、いずれも個人輸入により購入したものである。しかし、個人輸入の場合、一般の消費者が現地の情報を直接入手して自力で購入することは珍しく、代理店の日本語サイトや個人輸入代行業者の日本語の広告を見て購入する場合がほとんどである。中には通信販売だと思っている消費者も多い。

トラブルが起きて個人輸入代行業者に連絡をしても、個人輸入代行業者からは、あくまで手続きを代行しただけなので対応できない、と言われる例がほとんどである。消費者が直接現地の会社と交渉することは難しい。

当センターで確認した限り、ホクロ取り用の外用剤として医薬品の承認を受けたものは日本国内にはない。

- * 個人輸入代行の問題点については当センター公表の、
2008年11月19日公表「個人輸入の健康食品に注意!!—未承認の医薬品（シブトラミン等）を検出—」 http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20081119_2.html

2009年2月5日公表「解決困難な個人輸入代行に関するトラブル」

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20090205_2.html を参照

- * 医薬品や化粧品等の個人輸入や個人輸入代行に関しては厚生労働省でも注意をよびかけている。

「医薬品等を海外から購入しようとする方へ」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/kojinyunyu/index.html>

「医薬品等の個人輸入について」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/0104/tp0401-1.html>

「個人輸入代行業者の指導・取締りについて」

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/diet/tuuchi/0828-4.html> を参照

4. 消費者へのアドバイス

(1) ホクロを取りたいと思ったら専門医で行う

① まず、ホクロかどうか確認が必要

ホクロと思っていても診断により違ふと判明する場合もある。一見ホクロに見えても他の腫瘍であったり、イボであったり、メラノーマや他の皮膚がんの可能性もある。まずは皮膚科医の診察を受けること。

② ホクロの性質によって方法を検討する必要がある。原則として除去は自費扱い

レーザーで簡単に取れるものと切除手術が必要なものがある。切除手術の場合はどうしても傷あとが残るので、取ることが本人にとっていいことなのかどうかを医師と事前に良く話し合って決める必要がある。デメリットの説明がない施術は受けるべきではない。

なお、美容的な治療を行う場合、総合病院や公的な病院であっても自費診療となるので、費用の点もよく確認して考えよう。

③ レーザー治療も経験豊富な専門医を選ぶ

ホクロはレーザーで取る場合が多い。形成外科や皮膚科の専門医の中でもレーザー治療の経験が豊富な医師を選ぶ。学会のホームページなども参考にするとよい。

④ 取った後のケアも重要

どんな方法でも傷ができたり化膿する可能性があるので、医師にきちんと経過を観察してもらう。

(2) ホクロ取りクリーム類や民間療法的な自己処理は危険

ホクロ取りクリームでホクロが取れるということは、強酸や強腐食性のある成分が使われている可能性があり、肌に強い作用を及ぼすことを意味する。日本では認可された医薬品や化粧品等は販売されていない。相談に寄せられているように、個人輸入代行業者を通じて海外から購入した製品で危害を受けても、消費者が現地の業者と交渉することは難しい。

一方で、寄せられた相談には、もぐさでホクロを取ろうとしてやけどをしたという例もある。古くからの民間療法的な方法でも危険が伴うので避けたほうがよい。

(3) エステの施術等で危害を受けたら情報提供をする

厚生労働省では、各都道府県の衛生主管部を通じて各自治体の関係機関へ、医師法上の違反行為に対する指導等についても周知を図るように通知している(参考資料を参照)。

エステで危害を受けたりそのおそれがあると思ったら、消費生活センターへ相談の上、市区町村の衛生担当部署へ情報提供する。また、医師の資格を有していない者から医行為にあたる施術を受けて危害が生じたときは、警察へも被害届けを出す。

5. 事業者への要望

レーザーや薬剤、針でホクロを取る行為や、ホクロに限らず皮膚を焼いたりはがしたり、針を刺すという行為は医師法に抵触するおそれがある。医師の資格を有していない者が、皮膚に傷をつける可能性のあるホクロ取りの施術を行わないこと。

また、ホクロを自分で取ることも危険である。個人輸入代行業者をはじめとした事業者は、クリーム類や民間療法的な方法で簡単に取れるというような広告をしないこと。

6. 行政への要望

ホクロ取りによる保健衛生上の危害が発生している。医師の資格を有していない者が、医行為にあたるおそれのあるホクロ取りの施術を行っている例が見られるので、そのような情報を把握した際には適切に対処し、必要な指導を行うよう要望する。

医薬品や化粧品等の個人輸入や、個人輸入代行業については、ホクロ取りクリーム類を含めて、引き続き注意を呼びかけるよう要望する。

要望先

厚生労働省医政局医事課

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

日本エステティック振興協議会（一般社団法人日本エステティック協会、日本エステティック業協会、有限責任中間法人日本エステティック工業会）

一般社団法人日本全身美容協会

情報提供先

内閣府国民生活局総務課国民生活情報室

警察庁総務課広報室

経済産業省商務情報政策局サービス産業課

経済産業省商務流通グループ製品安全課

社団法人日本皮膚科学会

社団法人日本形成外科学会

特定非営利活動法人日本レーザー医学会

日本美容皮膚科学会

日本美容外科学会（J S A S） ※昭和 41 年日本美容整形学会として設立、昭和 53 年改称、財団法人日本美容医学研究会、特定非営利活動法人日本美容外科医師会と関連

日本美容外科学会（J S A P S） ※昭和 52 年日本整容形成外科研究会を母体として設立、日本形成外科学会の専門医で構成

〈本件連絡先〉

独立行政法人国民生活センター 相談部危害情報室

担当：青山、小坂

TEL 03-3443-1208

FAX 03-3443-6209

〈参 考〉

1. 専門家の見解

社団法人東京都教職員互助会 三楽病院 皮膚科科長 前川武雄氏

(1) ホクロについて

そもそもホクロとは皮膚の良性腫瘍であり、色の濃さと深さ、大きさなどで違いがある。簡単に取ることでできるものとできないものがある。ホクロと見た目が似ている悪性腫瘍の場合もあり、判断には医師の診断が必要である。

(2) ホクロを取る方法について

ホクロのタイプにより、簡単に取ることでできるものから切除手術を要するものまでさまざまである。最近ではレーザーの技術が発達したので、メラニンを破壊して比較的簡単に取ることが多いが、深いものでは切除手術でなければ取ることができないものもある。手術であれば1回で取ることが可能だが、レーザー照射ならば数回の照射が必要であることが多い。他にも薬剤で腐食させて取ることも可能ではあるが、医療機関ではそういう方法は用いない。

(3) ホクロ除去のクリーム類について

ホクロを取るというクリーム類があるということであるが、平らで薄く小さいホクロならば比較的簡単に取ることができるので、細胞を腐食する作用のあるクリーム類でも取ることは可能であろう。しかし、ホクロが取れるということは、製品に強力な消毒液や酸が入っている可能性がある。その使用には濃度や量、時間のコントロールが必要であり、熟練した経験を要する。もぐさなどで取るという手法もホクロ部分をやけどさせてその部分の皮膚を焼き切るようなものである。医療機関ではクリーム類で取ることはない。

(4) レーザー治療について

脱毛やシミ取りのレーザー治療は、レーザーの黒い色に反応するという仕組みを利用し、比較的弱いレーザー光を使って、毛根部やメラニンを砕くものである。シミ取りの場合は、レーザーの照射後砕かれたメラニンが身体にだんだんと吸収されていき、表面にあったメラニンはやけどとなってかさぶたと一緒に取れる。レーザーで取ることのできるホクロも、シミと同じようにメラニンを砕くことになる。

レーザーはそもそも熱エネルギーであり、それを人の身体に照射する行為は、人体のたんぱく質の変性にあたり医療行為であると考えられる。レーザー脱毛が医療行為と見なされるのであるから、ホクロ除去は当然医療行為であり、エステティックサロンで行うことは問題であろう。ただし、熟練していない医師によるレーザー使用の被害もあるので専門医を選んだ方がよい。

(5) ホクロを除去したいと思ったら

ホクロは皮膚の良性腫瘍であり、腫瘍を除去する行為は医療行為であると考えられる。

ホクロだと思っけていても、診断するとイボであったり別の腫瘍であったり、悪性腫瘍である場合もあるのでまず皮膚科医の診断が必要。

ホクロの性質により、簡単に取れるものと切除手術が必要なものがある。切除手術の場合はどうしても傷あとが残る。傷あととホクロとどちらがその人にとってましかを事前に良く話しあう必要がある。また、化膿する場合もあるが、エステティックサロンでは抗生物質などの医薬品を出すことはできないので、結局トラブルが起きると病院へ行けということになる。病院では何がどう行われたのかわからないので、現状の症状を抑えることしかできない。初めから専門医に相談の方がトラブルは少ないであろう。

2. 厚生労働省からの通知について

厚生労働省では、平成 13 年 11 月 8 日に「医師免許を有しない者による脱毛行為等の取扱いについて」を出している。

これによると、脱毛だけではなく、レーザー等の強力なエネルギーで毛乳頭、皮脂腺開口部等を破壊するという行為、表皮を剥離する行為などは医師でない者が業として行えば医師法に違反することになる。したがって、ホクロを取るという行為もこれにあてはまる場合は同様である。

○医師免許を有しない者による脱毛行為等の取扱いについて

(平成 13 年 11 月 8 日)

(医政医発第 105 号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生労働省医政局医事課長通知)

最近、医師免許を有しない者が行った脱毛行為等が原因となって身体に被害を受けたという事例が報告されており、保健衛生上看過し得ない状況となっている。

これらの行為については、「医師法上の疑義について」(平成 12 年 7 月 13 日付け医事第 68 号厚生省健康政策局医事課長通知)において、医師法の適用に関する見解を示しているところであるが、国民への危害発生を未然に防止するべく、下記のとおり、再度徹底することとしたので、御了知の上、管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等にその周知を図られるようお願いする。

記

第 1 脱毛行為等に対する医師法の適用

以下に示す行為は、医師が行うのでなければ保健衛生上危害の生ずるおそれのある行為であり、医師免許を有しない者が業として行えば医師法第 17 条に違反すること。

- (1) 用いる機器が医療用であるか否かを問わず、レーザー光線又はその他の強力なエネルギーを有する光線を毛根部分に照射し、毛乳頭、皮脂腺開口部等を破壊する行為
- (2) 針先に色素を付けながら、皮膚の表面に墨等の色素を入れる行為
- (3) 酸等の化学薬品を皮膚に塗布して、しわ、しみ等に対して表皮剥離を行う行為

第 2 違反行為に対する指導等

違反行為に関する情報に接した際には、実態を調査した上、行為の速やかな停止を勧告するなど必要な指導を行うほか、指導を行っても改善がみられないなど、悪質な場合においては、刑事訴訟法第 239 条の規定に基づく告発を念頭に置きつつ、警察と適切な連携を図られたいこと。